

教育推進機構 アセスメント・ポリシー

(令和4年11月8日教育推進機構会議決定)

改正 令和6年4月1日

(目的)

- 1 教育推進機構では、「弘前大学アセスメント・ポリシー（学部）」及び「弘前大学アセスメント・ポリシー（研究科）」（以下「大学ポリシー」という。）に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示す教育目標に関する到達（達成）度を高めることを目的に、アセスメントを実施する。

(実施責任者)

- 2 教育推進機構のアセスメント実施責任者は、教育推進機構長とする。

(実施体制)

- 3 教育推進機構のアセスメントは、教育推進機構において実施する。

(実施方法)

- 4 教育推進機構のアセスメントは、大学ポリシーに定めるアセスメント・チェックリストにより実施する。

(報告・公表)

- 5 アセスメントの結果は、教育推進機構会議に報告するとともに、ホームページ等で公表する。